



岩手労働局発表  
平成27年10月2日

【照会先】

岩手労働局雇用均等室  
雇用均等室長 渡辺 安子  
地方機会均等指導官 柴田 千波  
(電話) 019-604-3010

報道機関各位

## 平成27年度「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定！

—企業を挙げて女性の営業職・管理職を育成—

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、その取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備を促進しています。

本年度、岩手労働局(局長 久古谷<sup>くごたに</sup>敏行)では「均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門)」として、次の企業を表彰します。

表彰企業

均等推進企業部門「岩手労働局長優良賞」

**株式会社 平金商店** (盛岡市)

取組内容 (別紙)

(注)「均等推進企業部門」は、女性労働者の能力発揮を促進するために他の模範ともいべき取り組みを推進しているもの(表彰基準は参照資料1)

※ 女性の職場における活躍を推進する「女性活躍推進法」が平成28年4月1日より施行されます。(参照資料2)

### 【表彰式】

1. 表彰日時 **平成27年10月9日(金)10時00分**
2. 表彰場所 岩手労働局6階会議室  
(盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎)

均等・両立推進企業表彰（均等推進企業部門）岩手労働局長優良賞

# 株式会社 平金商店

所在地：盛岡市 業種：卸売業、小売業 従業員数 82 名

全社的な人材育成体制を取ることで、女性が少なかった営業職への女性の配置が増加、  
役職者に占める女性の割合が大幅に増加

## 1 ポジティブ・アクションの取組体制

- ◇ 社長自らが性別によらず能力を発揮できる企業であることを明言し公表
- ◇ 能力のある人材は部署を超えて育成するとの考えから、管理職間でポジティブ・アクションに関する情報を共有する体制を整備

## 2 ポジティブ・アクション取組内容、成果

### （採用拡大）

- ◇ 採用権限者には必ず女性を含め中立性を確保
- ◇ 営業職について、優秀な人材であれば募集人数を超えて採用した結果、平成 26 年度、27 年度とも採用者に占める女性が増加

### （職域拡大）

- ◇ これまで新規学卒者は採用後に配置部署を決定していたが、平成 26 年度からは「営業職」として募集、採用後 1 年間は複数の上司や先輩に同行することにより様々な地域や顧客を経験できるプログラムを創設
- ◇ 女性営業職の増加に伴い、男女ともに運転しやすい A T 車化を推進
- ◇ 営業職に占める女性の割合について、平成 24 年度は 8.1%であったが、平成 25 年度は 13.8%、平成 26 年度は 20.0%と年々上昇

### （管理職登用）

- ◇ 人事考課基準の明確化及び評価者に対する意思統一の実施により、男女公平な人事考課を実施
- ◇ 幹部間で管理職候補者の情報を共有することにより、全社的に人材を育成する体制を確保
- ◇ 管理部長による定期職場巡回時に女性管理職候補者に対し個別に相談を実施
- ◇ 役職者（係長級以上）に占める女性割合は平成 24 年度 20.0%、平成 25 年度 24.8%、平成 26 年度 40.0%と増加

### （職場環境・職場風土の改善）

- ◇ 家族手当について、世帯主要件を外すことにより、支給範囲が子を養育する男女労働者に拡大
- ◇ 子の急病時に利用できる保育サービス費用の半額助成、育児休業者に対する情報提供及びノー残業デーや年次有給休暇取得促進の実施により、仕事と家庭の両立しやすい職場環境を整備

# 均等・両立推進企業表彰岩手労働局長優良賞 表彰のポイント

## 1. 表彰企業：かぶしきかいしゃ ひらきんしょうてん株式会社 平金商店

## 2. 主な取組内容

### (1) 職域拡大

【取組内容】営業職の女性を増加、育成するための教育プログラムを創設

【成 果】営業職に占める女性の割合は年々上昇  
平成 24 年度 8.1%→平成 26 年度 20.0%

### (2) 役職登用

【取組内容】幹部間で管理職候補者の情報を共有し、全社的に人材を育成  
管理部長による女性管理職候補者に対する個別相談の実施

【成 果】役職者（係長以上）に占める女性割合は年々上昇  
平成 24 年度 20.0%→平成 26 年度 40.0%

### (参考) 東北地区の表彰状況

	企業名（表彰の種類）
青 森	株式会社青森ダイハツモータース（奨励賞）
山 形	株式会社山形銀行（優良賞）、株式会社きらやか銀行（奨励賞）
福 島	株式会社福島銀行（優良賞）、株式会社帝北ロジスティックス（奨励賞）

## 均等・両立推進企業表彰基準（抜粋）

### 均等推進企業部門 都道府県労働局長優良賞

- ① 女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組（ポジティブ・アクション）に取り組んでいることを企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいることを「ポジティブ・アクション応援サイト」又は「女性の活躍推進宣言コーナー」に公表していること。
- ② 「女性のみを対象」又は「女性優遇」の取組が、男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られていること。
- ③ ポジティブ・アクションの「取組体制」及び「取組内容」（「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」又は「職場環境・職場風土の改善」）に関する評価項目の点数が40点中10点以上あること。
- ④ 応募年を含め、過去3年間において、「採用拡大」、「職域拡大」又は「管理職登用」のうち1項目以上において成果が見られること。その他、他の企業の模範となるようなポジティブ・アクションの取組を行っており、かつ本表彰の趣旨にふさわしくない雇用管理が行われていないこと。
- ⑤ 応募時点において、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の義務規定違反がないこと。
- ⑥ 上記以外の労働関係法令に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題を起こしていないこと。
- ⑦ 過去に均等推進企業部門の都道府県労働局長優良賞（過去の均等推進企業表彰の平成11年度における都道府県女性少年室長賞、平成12年度から平成14年度までにおける都道府県労働局長賞、平成15年度以降の都道府県労働局長優良賞を含む。）を受賞していないこと。

# 女性の職場における活躍を推進する 女性活躍推進法が成立しました！

※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、**①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要**があります。

301人以上の労働者(※)を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

(※)労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、**300人以下の事業主の皆様は努力義務**となっています。

## <ステップ1>

**自社の女性の活躍状況を把握し(※1)、課題分析を行ってください(※2)**

次の女性の活躍状況(①～④)については必ず**把握し、課題分析**を行ってください。

**①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率**

★ 女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、**年内**に厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、ぜひご活用ください！

(※1) そのほか任意で把握することとする項目については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※2) 望ましい課題分析の手法についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

## <ステップ2>

**行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください**

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた**①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表**を行ってください。

①行動計画には、**(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期**を盛り込んでください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**行動計画の公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) 行動計画を策定した旨の届出については、来年1月頃から受付を開始します。

(※) 労働者への周知方法、外部への公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 効果的な取組内容についても、今後、行動計画策定指針で定め、10月頃お示しする予定です。

## <ステップ3>

**自社の女性の活躍に関する情報を公表してください**

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、**自社の女性の活躍に関する情報を公表**してください。

★ 女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、**来年2月頃**厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、**情報公表先**として、ぜひご活用ください！

(※) ①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、今後、厚生労働省令で定め、10月頃お示しする予定です。

(※) 公表項目はその中から、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！ **女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！**

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準、認定マークについても、今後、厚生労働省令などで定め、10月頃にお示しする予定です。

また、10月頃お示しする予定の**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込む予定ですので、女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



**今後お示しする予定の取組分野**

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



厚生労働省 都道府県労働局雇用均等室

平成27年9月作成 リーフレットNo.15